

基発 0529 第 1 号

平成 25 年 5 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第 2 号ロに掲げる作業
に従事する者に係る特別加入の取扱いの一部改正について

労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第 46 条の 18 第 2 号ロに掲げる作業に従事する者に係る労災保険の特別加入については、平成元年 3 月 17 日付け労働省告示第 14 号に定める職業訓練に従事する者を対象として、平成 16 年 5 月 12 日付け基発第 0512006 号「労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第 2 号ロに掲げる作業に従事する者に係る特別加入の取扱いについて」（以下「通達」という。）等により実施してきたところである。

今般、平成 25 年 3 月 29 日付け能発第 0329 第 3 号「「委託訓練実施要領」の改定について」が発出され「委託訓練実施要領」が改正されたこと等に伴い、通達等について下記のとおり改めることとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 通達を次のとおり改める。

(1) 記の 1 のイを削り、「ウ」を「イ」に改める。

(2) 記の 1 のエからキまでを削り、イの次に次のように加える。

ウ 「日本版デュアルシステム（専門課程・普通課程活用型）実施要領準則」
及び「日本版デュアルシステム（短期課程活用型）実施要領準則」（平成 19
年 4 月 1 日付け職発 0401011 号・能発第 0401014 号）

(3) 記の 2 の(1)のア中「就職促進コース」を「訓練コース」に改める。

(4) 記の 2 の(1)のイを削り、ウ中「及び実践能力習得訓練コースの訓練受講者」
を「、実践能力習得訓練コース及び特別支援学校早期訓練コースの訓練受講者」
に改め、「ウ」を「イ」に改める。

(5) 記の 2 の(1)のエからキまでを削り、イの次に次のように加える。

ウ 「日本版デュアルシステム（専門課程・普通課程活用型）実施要領準則」
及び「日本版デュアルシステム（短期課程活用型）実施要領準則」に定める

企業活用型訓練のうち、委託型実習の訓練受講者

- (6) 記の2の(2)中「アからキまで」を「アからウまで」に改める。
 - (7) 記の2の(3)中「委託訓練生の給付基礎日額は、次によること。」を「則第46条の24において準用する則第46条の20第1項に規定された給付基礎日額(以下「給付基礎日額」という。)は、元年通達にかかわらず、次によること。」に改める。
 - (8) 記の2の(3)のA中「則第46条の24において準用する則第46条の20第1項に規定された給付基礎日額(以下「給付基礎日額」という。)」を「給付基礎日額」に、アからウ中「20,000円を超える場合には、20,000円」を「給付基礎日額の最高額を超える場合には、当該最高額」に改める。
 - (9) 記の2の(3)のエ中「3,500円」を「給付基礎日額の最低額」に改める。
 - (10) 記の2の(4)中「上記(1)のイからオ」を「上記(1)」に改める。
- 2 平成元年3月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号(最終改正平成16年5月12日付け基発第0512006号)「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」の別紙3「事業主団体等委託訓練生給付基礎日額通知書」を次のとおり改める。
- (1) 1から3中「特別加入者の給付基礎日額として定められた額(3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円及び20,000円)」を「特別加入者の給付基礎日額として定められた額(※1)」に、「20,000円を超える場合には、20,000円」を「給付基礎日額の最高額(※2)を超える場合には、当該最高額(※2)」に改める。
 - (2) 4中「3,500円」を「給付基礎日額の最低額(※3)」に改め、4の次に次のように加える。

【記載要領】

- 「※1」 括弧内に通知時点の、則第46条の24において準用する則第46条の20第1項に規定された給付基礎日額を列記すること。
- 「※2」 括弧内に通知時点の、給付基礎日額の最高額を記載すること。
- 「※3」 括弧内に通知時点の、給付基礎日額の最低額を記載すること。